

(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

①地理的条件

足寄町は、十勝地域の東北部に位置し、東は雌阿寒岳を経て釧路市阿寒町および白糠町に接し、南は本別町、西は上士幌町、北は陸別町および津別町に隣接している。

地形は概ね山麓をもって構成され、東西 66.5 km、南北 48.2 kmの扇状の地形で、面積は 140,804 ヘクタールにも及ぶ。

河川は、阿寒山麓に源を發する足寄川と北部山岳に源を發する美里別川および町の中央部を南流する利別川の 3 河川があり、十勝川上流の水力發電地域となっている。

地質は、北西部に旧期堆積火山灰群山地、東部に白亜系古第三系を主体とした山地を擁した十勝構造盆地の北辺部にあっており、盆地の主体となる地層は本別層群および池田層群となっている。3 河川の支流流域では、これら河川に沿って数段の段丘堆積層が平坦地形をもって広く發達しており、農耕地が帯状に分布している。

地下資源の主なものとしては、安山岩石、硫黄、火山灰および各所に徴候のある鉱泉、冷泉などとなっている。また、濁川上流および褐鉄鉱山跡地の泉源、亜鉛、マンガン、石灰岩、天然ガスなどが認められているが、企業化の条件として期待できるものはない。

気候は、阿寒、大雪両山系の山麓丘陵地形のため、山麓特有の気象現象と十勝内陸性気候の影響を受ける条件を有している。このため寒暖の差が極めて大きく、夏には 35℃を超える暑さで、冬には零下 25℃を超えるほど寒くなる。降水量は、最近 5 ヶ年の平均で 829 mm と少なく冬は晴天の日が多い気象となっている。

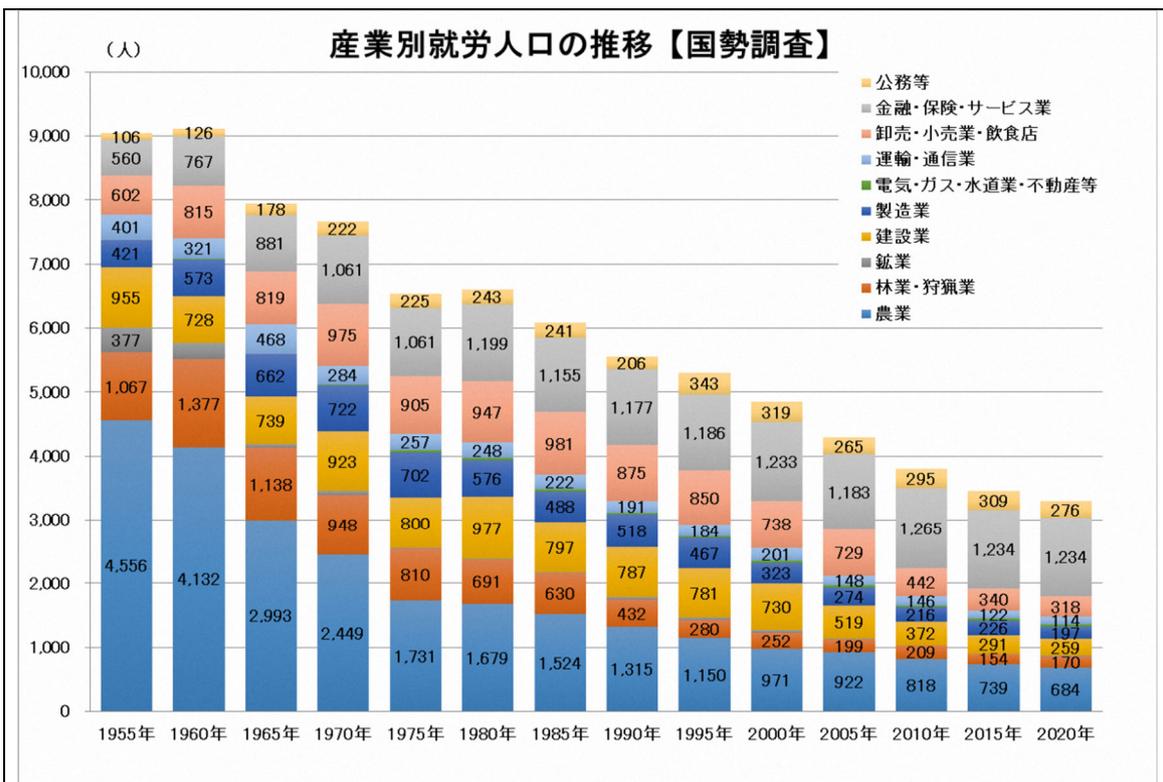
②インフラの整備状況

帯広・釧路・北見・旭川などの道東圏域や道央圏域の都市を結ぶ国道 241 号、242 号が町内市街地中心部にある「道の駅あしよろ銀河ホール 2 1」前で交差しており、北海道横断自動車道も足寄 IC から利用できることから道東観光の要衝となっている。また、北海道横断自動車道足寄ー陸別町小利別間の工事が行われており、完成後は更なる観光客等の往来が期待できる。地域公共交通機関では、町を南北に縦貫する十勝バス帯広陸別線が運行しているほか、「足寄町地域公共交通活性化協議会」が主体となり、市街地を循環するコミュニティバスを運行している。

③産業構造

国勢調査における産業別就業人口の推移では、昭和 30（1955）年に 4,566 人いた農業就業者が令和 2（2020）年には 3,882 人減少して 684 人となった。また、林業就業者にあっても昭和 30（1955）年に 1,067 人いた林業・狩猟業者が令和 2（2020）年には 897 人減少して 170 人となり、建設業にあっても昭和 30（1955）年の 955 人から令和 2（2020）年には 696 人減少して 259 人となった。

一方、金融・保険・サービス業や公務等のいわゆる第 3 次産業就業者が、昭和 30（1955）年の 1,669 人から令和 2（2020）年には 309 人増加して 1,978 人となっている。



ア 農業

足寄町では広大で豊かな大地を有効に生かした農業が営まれている。

畑作では、小麦、てん菜、豆類、馬鈴薯を中心とした作付けが行われており、畜産では、中山間地域特有の広大な草地を活用した放牧酪農が盛んに行われているほか、肉用牛の生産も行われている。農畜産物の輸入自由化による価格低迷や農業資材の価格高騰による農業所得の低下、異常気象による生産環境の変化、エゾ鹿による食害の拡大、少子高齢化による農業従事者の減少などが懸念されるが、生産基盤強化や担い手確保対策、ブランド力向上、6次産業化による安定化に取り組んでいる。

イ 林業

足寄町の森林面積は行政面積の82%を占める115,894ヘクタールで、この恵まれた森林資源を保続した50年循環のシステム林業に取り組んでいるが、森林所有者の高齢化や木材価格の低迷等による森林所有者の意欲減退、林業労働者の減少が課題となっている。重要な基幹産業の一つであることから、森林環境譲与税を財源とした担い手確保対策や造林経費負担の軽減、町内産カラマツ材の利用促進と木質バイオマスエネルギーの活用に取り組んでいる。

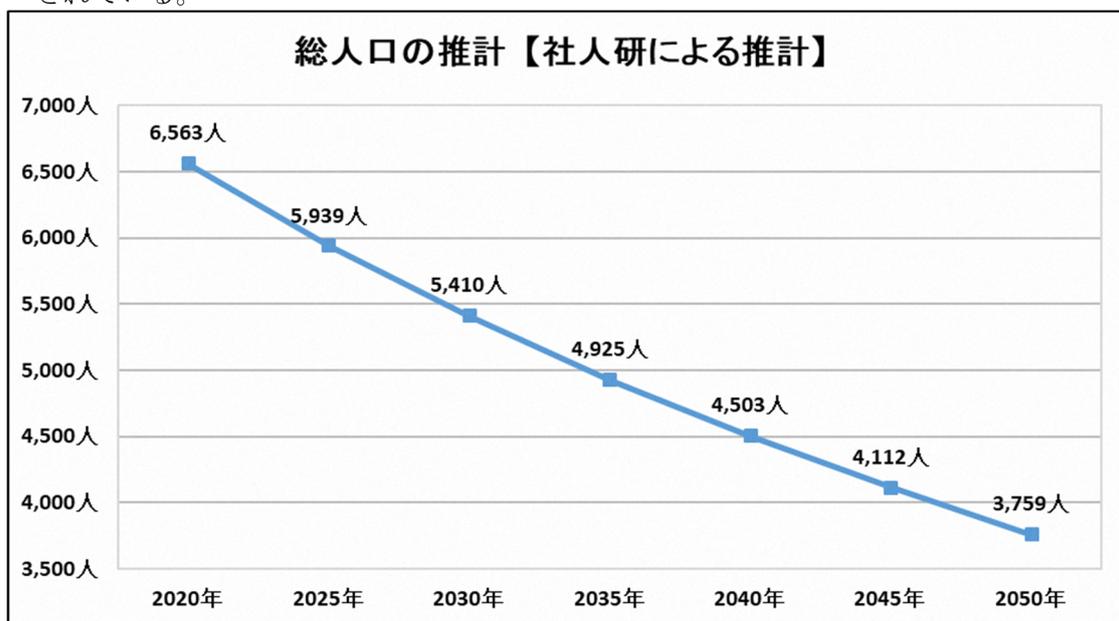
ウ 観光

足寄町は、道東圏域を結ぶ国道241号、242号が通過し、北海道横断自動車道も足寄ICから利用できることから道東観光の要衝となっている。阿寒摩周国立公園内のオンネトーは、日本百名山の雌阿寒岳を有し、麓に泉源豊かな雌阿寒温泉もあることから、国内外から多くの観光客が訪れる十勝管内でも有数の観光地となっている。

④人口分布の状況等

足寄町の住民基本台帳人口は、令和6年12月31日現在で5,952人となっている。

国勢調査人口では、昭和35年の19,385人から減少を続け、令和2年の同調査では6,563人まで減少している。令和5年の国立社会保障人口問題研究所の推計によると、今後も人口は減少を続け、令和22年には4,503人、令和32年には3,759人まで減少すると推計されている。

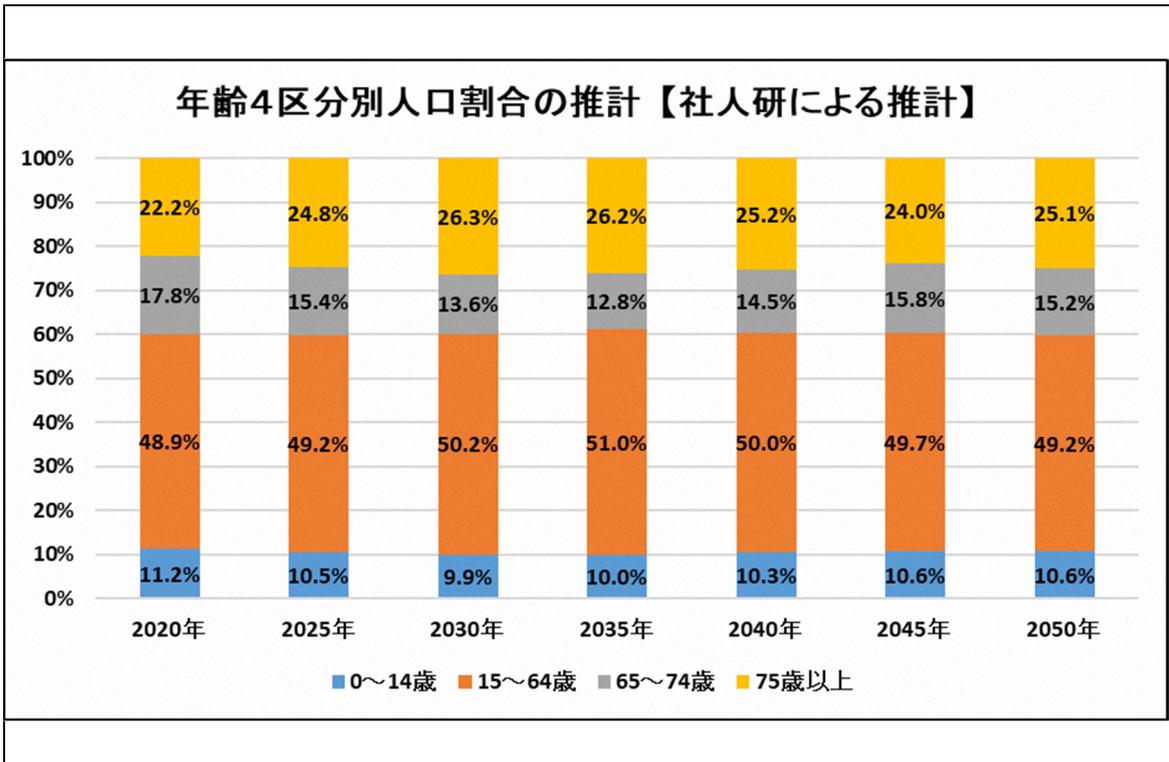


年齢階級別の人口割合は、年少人口（0～14歳）割合は低下を続け、令和12年が最も低く、その後上昇する見込みとなっている。生産年齢人口（15～64歳）割合は令和17年をピークに低下が続く見込みである。老年人口（65歳以上）割合は令和17年に若干低下するが、令和32年まで上昇を続ける見込みとなっている。前期高齢者人口（65～74歳）割合は令和17年まで低下が続くが、その後上昇する見込みである。後期高齢者人口（75歳以上）割合は令和12年まで上昇を続けるが、その後低下し、令和32年に再び上昇する見込みとなっている。

○年齢区分別人口推計（単位：人）

年代	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
総数	6,563	5,939	5,410	4,925	4,503	4,112	3,759
年少人口	733	626	537	493	464	436	398
生産年齢人口	3,209	2,921	2,715	2,514	2,253	2,042	1,848
老年人口	2,621	2,392	2,158	1,918	1,786	1,634	1,513

※2020年は国勢調査結果、それ以降は国立社会保障・人口問題研究所(社人研)による推計



2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

足寄町は、町の最上位計画である「足寄町第7次総合計画（令和7年度～令和16年度）」の基本目標の一つに「地域の特性を活かした産業で魅力と活力を生み出すまちづくり」を掲げ、「恵まれた自然環境を最大限に活かし、「足寄ならではの」産業振興により、まちの魅力と活力を生み出し、住み良い町、働きやすい町、そして、活気にあふれるまちづくりを推進します。」と謳っており、目標の達成に向け、担い手・後継者の育成・確保、魅力ある農業の確立、現代的課題への対応、林業経営対策、観光施設の充実と情報発信などの施策を展開している。

また、「第3期足寄町創生総合戦略（令和7年度～令和11年度）」においても、「若い世代を中心とした、安心して働くための産業振興と雇用の場の創出」を目標に掲げ、地域の農畜林産物を活用した商品開発や観光拠点整備等による産業の競争力強化に取り組むとともに、地域に活力を取り戻すため、基幹産業である農林業を活用した新たな仕事や雇用を創出して若者や女性といった地域産業を支える人材の確保を図ることとしている。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値額	—	141 百万円	皆増

(算定根拠)

- ・ 1 件あたり 47 百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を 2 件創出し、これ

らの地域経済牽引事業が促進区域内で1.5倍の波及効果を与え、促進区域で141百万円の付加価値を創出することを目指す。

- ・141百万円は促進区域の全産業付加価値額94億円（令和3年経済センサスー活動調査）の約1.5%、農林漁業の付加価値額10億円（令和3年経済センサスー活動調査）の約14%であり、地域経済に対するインパクトが大きい。

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の(1)～(3)の要件をすべて満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事業」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が4,611万円（北海道の1事業所あたり平均付加価値額〔令和3年経済センサスー活動調査〕）を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域内に所在する事業者の売上が開始年度比で1%以上増加すること。
- ②促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で1人以上増加すること。

なお、(2)(3)については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

本計画においては、重点促進区域を定めない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①足寄町の馬鈴薯や乳用牛・肉用牛等の農畜産物、林産物を活用した農林水産関連分野
- ②足寄町の馬鈴薯や乳用牛・肉用牛等の農畜産物を活用した食料品製造分野
- ③足寄町の地域資源を活用した観光関連分野

(2) 選定の理由

①足寄町の馬鈴薯や乳用牛・肉用牛等の農畜産物、林産物を活用した農林水産関連分野
足寄町は第1次産業の農林業が基幹産業であり、令和3年の農業産出額(推計)は103.1億円となっている。耕地面積13,400ヘクタールを有し、約220経営体が、寒冷地作物の導入による畑作経営や酪農・肉用牛経営を行っている。

足寄町の畑作は、小麦、てん菜、豆類、馬鈴薯を中心とした作付けが行われている。

特に馬鈴薯では、足寄町内の(株)北海道ちぬやファームと、生産者、JAあしよろが連携し、チップス原料からコロケ原料への用途変更を行うことで、規格・出荷幅が拡大し、販売額の増加と生産者の所得向上につながっている。また、馬鈴薯作付けにより輪作体系を確立し、他作物の収量アップを図っている。

■足寄町主要作物別面積、収量及び北海道内順位(単位:ha、トン)

	馬鈴薯		てん菜	
	面積	収量	面積	収量
令和4年	207	7,080	434	21,300
令和3年	170	6,680	483	31,000
令和2年	130	4,820	489	30,200

	小豆		小麦	
	面積	収量	面積	収量
令和4年	175	331	849	4,060
令和3年	205	445	894	5,120
令和2年	211	656	876	4,590

(北海道十勝総合振興局 十勝の農業資料編 2021~2023)

畜産においては、足寄町の中山間山麓地形や自然条件に適し、環境に負荷を与えない放牧酪農を推進しているほか、黒毛和牛の繁殖と肥育農家への販売、交雑種の肥育、短角和牛の繁殖から肥育までの一貫生産が行われている。

また、畜産農家から堆肥の提供を受ける代わりに、畑作農家が小麦の麦わらを牛の敷料として提供する循環型農業を展開しているほか、環境と調和した生産活動を行うため、家畜ふん尿は、屋根付き堆肥舎、バイオガスプラントの整備により、適正に処理されている。

■足寄町の飼養経営体数、飼養頭数（単位：経営体、頭）

	乳用牛	肉用牛
飼養経営体数	94	68
飼養頭数	10,083	7,683

（2020年農業センサス）

■足寄町の農業産出額（単位：千万円）

	乳用牛		肉用牛
		うち、生乳	
令和3年	603	483	226
令和2年	604	478	193
令和元年	609	468	225

（農林水産省「農業産出額及び生産農業所得統計」 令和元年～令和3年）

今後、足寄町の農業が持続的に発展するために、これからも環境負荷の軽減や環境と調和したクリーン農業に取り組み、生産性向上、農業経営の安定、担い手・労働力の確保を推進し、安心安全な農畜産物の提供と、関連産業の連携により、足寄町独自の販売戦略を構築し、個性豊かなブランドづくりを進める。

②足寄町の馬鈴薯や乳用牛・肉用牛等の農畜産物を活用した食料品製造分野

足寄町には、本町の主要な作物である馬鈴薯の買い付け、冷蔵保管、コロッケ原料として販売を行う(株)北海道ちぬやファームが立地している。

また、上記①で示した地域特性である中山間山麓地形を活かした放牧酪農による健康な放牧牛の生乳を使ったチーズづくりが、しあわせチーズ工房、あしよろチーズ工房の2社によって行われており、そのチーズは国内外で数々の賞を受賞するなど高い評価を得ており、本町のふるさと納税の主要な返礼品ともなっている。

■足寄町のふるさと納税寄附実績額（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ふるさと納税寄附総額	85,194	55,940	79,277
上記のうち、足寄町内で製造した乳製品（チーズ、アイス、ヨーグルト）分	50,874	34,063	48,290

（足寄町ふるさと納税実績）

以上を踏まえ、地域の農作物を活用する事業展開を民間事業者と共創することで農業販売額の増加や生産者の所得向上を図るとともに、良質で豊富な畜産資源等の特産物を活用して、地域における生産から加工・流通までを行い、付加価値を高める取り組みを強化することで、質の高い雇用の創出や地域産業への経済的波及を目指す。

③足寄町の地域資源を活用した観光関連分野

阿寒摩周国立公園の最西端に位置する雌阿寒岳やオンネトーが本町の主な観光資源となっており、毎年 20 万人以上の観光客が訪れている。そのほかにも、市街地の国道 241 号と国道 242 号の交差点に観光拠点となる「道の駅あしょろ銀河ホール 2 1」があるほか、「足寄動物化石博物館」や「里見が丘公園」などの観光関連施設がある。

今後も観光資源の保全に努めながら、観光関連施設の魅力や情報発信力を高め、より多くの観光客の誘致に努め、町内外の交流を促進し、地域の活性化、移住・定住、雇用の促進に結び付ける。

■足寄町観光入込客数（単位：千人）

	北海道外客	北海道内客	計
令和 4 年度	101.1	331.0	432.1
令和 3 年度	63.8	292.3	356.1
令和 2 年度	87.6	267.1	354.7
令和元年度	127.4	402.4	529.8
平成 30 年度	98.4	386.6	485.0

(足寄町経済課)

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」に記載している足寄町の様々な特性を生かした地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を図っていく必要がある。特に、事業者のニーズを踏まえた各種事業環境整備にあたっては、国の支援策も活用する等、事業コストの低減や足寄町独自の強みを積極的に活用する。

(2) 制度の整備に関する事項

①足寄町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例

足寄町では、「足寄町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例」を制定しており、地域経済牽引事業の用に供する施設を設置した場合の不動産取得税および道固定資産税について減免を行う。

②特定地域等における道税の課税の特例に関する条例

北海道では、活発な設備投資が実施されるよう、一定条件のもと、不動産取得税等の減免措置に関する条例を制定しており、地域経済牽引事業の用に供する施設を設置した場合の不動産取得税および道固定資産税について減免を行う。

③足寄町企業振興促進条例

足寄町では、企業立地を促進し産業振興と雇用の拡大を図ることを目的に、「足寄町企業振興促進条例」を制定し、投資額や新たに生じた雇用に対する助成を行っている。

④北海道産業振興条例に基づく助成措置

地域未来投資促進法の促進区域を北海道産業振興条例に基づく企業立地を促進するための助成の対象地域とし、工場、事業場等の施設の新設または増設に対し助成を行う。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

町や支援機関が保有する情報の公開

地域経済牽引事業の円滑な実施のため、町や支援機関が保有している情報であって開示可能な情報については、公開を進める。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

相談窓口の設置

北海道経済部産業振興局産業振興課、足寄町まちづくり推進課において、事業者の抱える問題解決のための相談窓口を設置する。

また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、町内外関係部局と連携して対応する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

賃上げ促進支援

北海道および北海道経済産業局が主催する官民会議「北海道パートナーシップ構築宣言普及促進会議」の構成機関が連携し、同宣言の普及・促進に取り組み、適正な価格転嫁による中小企業の賃上げを推進する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和7年度 (初年度)	令和8～10年度	令和11年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①足寄町の固定資産税等の減免措置	運用	運用	運用
②特定地域等における道税の課税の特例に関する条例	運用	運用	運用
③足寄町企業振興促進条例	運用	運用	運用
④北海道産業振興条例に基づく助成措置	運用	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
町や支援機関が保有する情報の公開	随時実施	随時実施	随時実施
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
相談窓口の設置	基本計画の同意に併せた相談窓口の設置	運用	運用
【その他】			
賃上げ促進支援	随時実施	随時実施	随時実施

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進にあたっては、研究機関や大学などの地域の支援機関が十分に連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。このため、足寄町は、これからの支援機関と連携を図りながら、地域経済牽引事業を支援していく。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①足寄町商工会

主に町内の小売事業者や飲食・宿泊業、サービス業者が加盟し、加盟事業者に対する経営指導や町外バイヤーへのオンライン商談会開催など、地域産品の情報発信や販路拡大推進の中核を担っている。

②NPO 法人あしよろ観光協会

地域内の観光関係事業者が加盟し、観光資源の開発や地域内外への観光・物産プロモーション、情報発信を行っているほか、「道の駅あしよろ銀河ホール21」、「オンネトー野営場休憩舎」等の観光施設の運営も行っており、地域の観光振興の中核を担っている。

③株式会社北海道銀行、帯広信用金庫

足寄町が設置する足寄町創生総合戦略検討部会に参加し、金融機関のノウハウや企業間ネットワークを活用して、まちづくりに積極的に協力している。企業の支援、ビジネスマッチングなど様々な取組について協力を得ることが可能である。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

事業者が新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行う。地域経済牽引事業の活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等における地域経済牽引事業の実施に当たっては、関係機関及び自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聞くなどして、これらの多様な野生動植物の生息・生育や自然環境の保全に十分配慮し、希少種の生育等への影響がないように実施する。

このほか、廃棄物の排出抑制・リサイクルの積極的な促進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

(2) 安全な住民生活の保全

地域の安全と平穏の確保は、環境保全と同様に地域の発展にとって欠かすことのできない重要な要素である。犯罪および事故のない安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、犯罪・事故の発生防止に向けた啓発などにより住民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、警察、学校、住民、企業の積極的な連携のもと、より一層、地域ぐるみの体制強化を図っていく。

また、交通事故を防止するため、歩道やガードレールを設置するなどにより歩道と車道を分離するなどの交通安全施設の整備に努めるとともに、企業の事業所付近、特に頻

繁に車両が出入りする箇所や交差点等、危険性が高いと思われる箇所については、ミラーの設置や警備員の配置等を求めていく。

(3) その他

①PDCA体制の整備

PDCA体制については、足寄町まちづくり推進課を中心に、関係課長による会議を開催し、本基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関する効果の検証と事業の見直しについて、毎年度6月頃に検討・整理を行う。

なお、必要に応じて支援機関や有識者等の助言を求める。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画では、土地利用の調整は行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和12年度末日までとする。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。